別紙

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
（43GHz帯鉄道用無線通信システムの制度整備）
に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
（意見募集期間：令和７年９月20日～10月20日）

提出件数２件（法人・団体等１件、匿名１件）

No	意見提出者 （順不同）	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	新しい43GHz帯の鉄道用無線通信システムの導入について、技術立国日本としての発展を目指す観点から、必要な財源を投入して安全性を確保することに賛同します。 特に、列車運行や乗客の安全確保が最優先であることを踏まえ、設備や運用体制に十分な投資を行い、現行システムとの干渉やトラブル防止策を明確に整備していただきたいです。 この取り組みが、鉄道の安全性向上と日本の技術力強化の両立につながることを期待します。	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無
2	自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会	43 GHz帯鉄道用無線通信システムの制度整備に向けて無線設備規則等の一部を改正する省令案等を作成するにあたり、電波天文業務との共用検討結果を訓令案にご反映いただきましたことに感謝申し上げます。 43 GHz帯鉄道用無線通信システムの導入に係る「陸上無線通信委員会報告(案)」に対し実施されたパブリックコメントで、当方が提出した意見は、「送信機の設置方法を工夫することで近隣電波天文局への有害干渉を避けることができる。本システムの社会実装に際しては、検討結果に沿った事前調整を実施いただきたい」であり、陸上無線通信委員会からは「電波天文の受信設備からの所要離隔距離の範囲内で鉄道用無線通信システムを設	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無

		置又は運用する際には、鉄道事業者において、本案に沿った適切な対応が行われることが必要」と回答いただきました。 今回提示された訓令案は電波天文業務との共用検討結果及び上記意見への回答に沿うものであり、電波天文業務にとって重要な帯域における有害干渉の防止に資するものと考えます。		

注　意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。